ウ　海岸漂着物対策について幅広い主体が連携・協力して取り組むべき地域は、特定の都道府県の区域を越えて広がっている場合も想定される。こうした場合には複数の都道府県が協力して共同で協議会を設置することが可能である。

⑵　協議会の体制

ア　協議会の体制については、効率的な運営に留意し、団体を含む場合はその代表等から構成することによって、適切なものとすることが望まれる。

イ　協議会の円滑な運営を確保するため、協議会の事務処理体制を整えておくことが望まれる。

3．協議会の運営

ア　協議会の運営に際しては、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営に留意する。

イ　協議会の議事は原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保する。また、協議会の運営に際して、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や学識経験者等からの意見聴取を行う。

ウ　協議会については、運営規則に基づく適切な運営の確保が望まれる。

エ　協議会は、地域計画の進捗状況の確認や必要に応じた見直し等を適時に行うため継続的な運営が求められることから、定期的に開催されることが望まれる。

第4　海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

1．推進体制

⑴　政府の推進体制

海岸漂着物対策に関連する施策を関係省庁が連携して実施するため、関係各省庁相互間の緊密な連携の確保を図ることが重要である。

このため、環境省その他の関係行政機関は、海岸漂着物対策推進会議での円滑かつ適切な連絡調整等を通じて相互に連携の強化を図ることが必要である。

また、海岸漂着物対策推進会議は、対策に関する事項について専門家会議による進言を得て、適切に運営されるよう留意されなければならない。

⑵　政府・地方公共団体間の推進体制

政府は、地方公共団体の担当者会議等を活用し、地方公共団体と緊密な情報交換を行う等、地方公共団体との連携を図るものとする。

その際には、地方公共団体内で環境部局と海岸部局を始め関係部局間の横断的な連携が図られるよう、関係府省が連携して適切な配慮を行う。

⑶　地方公共団体の推進体制

①　都道府県内部での連携

都道府県の内部では、環境部局と海岸部局を始め、農林水産、土木、教育等関連部局間の横断的な連携が図られることが重要であり、関係部局間の連絡調整のための体制の整備が図られることが望まれる。

②　都道府県・市町村間の連携

海岸漂着物対策の推進に際し、都道府県と関係市町村との連携が図られるよう、協議会の活用を始め、相互の連絡調整等を円滑に図るために必要な体制を整備することが望まれる。

③　都道府県間の連携

都道府県は、地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物等の発生抑制での連携・協力が円滑に図られるよう、近隣の都道府県と必要な体制を整備することが望まれる。

④　民間団体等との連携

都道府県や市町村においては、それぞれの地域ごとに活動する民間団体等が異なる場合があるため、都道府県・市町村間又は都道府県間の連携と併せて、各地域の民間団体等の連携も図られるよう配慮することが重要である。その際には、広域的なネットワークを構築して活動している民間団体等がコーディネーターとしての役割を果たし得ることから、このような主体との連携を図ることが有益である。

2．本基本方針の見直し

政府は、海岸漂着物対策に関する各種施策について、毎年の実施状況等を把握するよう努める。また、海岸漂着物処理推進法の施行後3年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずる。

人事異動

最高裁判所

簡易裁判所判事　青木　正良

川越簡易裁判所判事に補する

判事補　炭村　啓

大阪地方裁判所判事補に補する

長崎地方裁判所判事　榎下　義康

福岡家庭裁判所判事に補する

福岡家庭裁判所長を命ずる

横浜地方裁判所判事　村上　博信

長崎地方裁判所判事に補する

長崎地方裁判所長を命ずる

簡易裁判所判事　村上　博信

長崎簡易裁判所判事に補する

長崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　武笠　圭志

裁判所職員総合研修所教官に充てる（各通）

同　鈴木　拓児

東京地方裁判所判事に補する

裁判所職員総合研修所教官に充てる

東京簡易裁判所判事に補する

易裁判所判事　剱持　淳子

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事・洲本簡易裁判所判事　千賀　卓郎

神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる

神戸家庭裁判所判事補に補する

兼ねて神戸地方裁判所判事補に補する

神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる

尼崎簡易裁判所判事に補する

洲本簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　大倉　靖広

東京地方裁判所判事補に補する

横浜地方裁判所判事補　田中　一洋

さいたま地方裁判所判事補　依田　吉人

大阪地方裁判所判事補に補する

東京地方裁判所判事補に補する

名古屋地方裁判所判事補　西　麻里子

立川簡易裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

東京地方裁判所判事補に補する

福岡地方裁判所判事補　渡邉　康年

家庭裁判所判事補に補する

那覇地方裁判所判事補兼那覇簡易裁判所判事補　松井　雅典

東京地方裁判所判事補に補する

千葉地方裁判所判事補に補する

静岡地方裁判所判事補　山谷　美恵子

大阪地方裁判所判事補　原　和臣

東京地方裁判所判事補に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

兼ねて東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる（各通）

同　脇田　禾菜子

東京地方裁判所判事補に補する

簡易裁判所判事　長瀬　貴志

東京地方裁判所判事補に補する

大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事補　園部　伸之

東京簡易裁判所判事に補する

京都地方裁判所判事補に補する

名古屋地方裁判所判事補に補する

名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる

兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する

名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる

名古屋地方裁判所判事補　岩崎　理子

横浜地方裁判所判事補に補する

横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる

兼ねて横浜家庭裁判所判事補に補する

横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる

東京地方裁判所判事補に補する

地方裁判所判事補　松本　武人

富山家庭裁判所判事補兼富山簡易裁判所判事補　和久　登貴子

東京地方裁判所判事補に補する

鳥取家庭裁判所判事補兼鳥取地方裁判所判事補・鳥取簡易裁判所判事補　久　登貴子

福岡地方裁判所判事補に補する

兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する

福岡簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事補に補する

松江家庭裁判所判事補兼松江地方裁判所判事補・松江簡易裁判所判事補　岡部　絵理子

東京地方裁判所判事補に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

立川簡易裁判所判事に補する

名古屋地方裁判所判事補に補する